

普通保険約款

ナイスエイジプラン 【ご家族も安心だプラン】

一般社団法人 すみれ

改訂版 20211126

ナイスエイジプラン【ご家族も安心だ】(プラン 普通保険約款 目次

第 1 章	総則	1
第 2 章	一般条項	3
第 3 章	保険金の請求、支払時期および支払場所	9
第 4 章	保険期間中における保険契約内容の変更	11
第 5 章	保険期間中の保険料の増額、保険金の削減および保険金の削減支払	12
第 6 章	死亡保障条項	13
第 7 章	傷害死亡保障条項	14
	〔解約返戻金額例表〕	16
<別 表 1>	対象とならない運動等	17
<別 表 2>	請求書類	18

■本保険商品の保険料は、所得控除（保険料控除）の対象にはなりません。
したがって、本保険商品の保険料控除証明書は発行いたしません。

第1章 総則

（目的）

第1条 本約款は、一般社団法人すみれ（以下「当法人」といいます。）が行う保険のナイスエイジプラン【ご家族も安心だプラン】（以下「本保険契約」といいます。）の契約内容を定めることを目的とします。

（保険契約者）

第2条 本保険契約の保険契約者とは、当法人と本保険契約を締結し、同契約上の所定の権利および義務を有し、同権利および同義務を行使、または履行できる方で、かつ、当法人が定める加入申込書類（以下「申込書」といいます。）の「ご契約者」欄に記載の方とします。

（被保険者の範囲）

第3条 本保険契約の被保険者とは、申込書により当法人に通知された方の内、次の各号に掲げる事由のすべてに該当し、かつ、当法人が本保険契約の加入を承諾した方とします。

- ①本保険契約の被保険者となることに同意していること
- ②年齢が満50歳以上満86歳未満の契約者本人であること

（加入可能者の年齢）

第4条 本保険契約に加入できる方は、責任開始日において、被保険者の年齢が満50歳以上81歳未満の方とします。

（保障の種類）

第5条 本保険契約における保障種類および保障条項は、次に掲げるとおりとします。

- ①死亡保障 （第6章）
- ②傷害死亡保障 （第7章）

2. 本保険契約における保障額は、保険証券に記載された金額となります。

（保険金受取人）

第6条 本保険契約の保険金受取人は、保険証券の死亡保険金受取人欄に記載された方とします。

2. 被保険者の死亡により死亡保険金または傷害死亡保険金を支払う場合、当法人は、保険証券に記載の死亡保険金受取人に支払うものとします。

死亡保険金を受け取るべき日において、すでに死亡保険金受取人が死亡し、かつ死亡保険金受取人の変更が行われていない場合、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人のうち生存している方を死亡保険金受取人とします。

この場合、死亡保険金受取人となった方が2人以上いるときは、代表者を1人定め、その代表者が他の死亡保険金受取人を代理するものとします。

3. 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険金受取人の1人に対してした行為は、他の保険金受取人に対しても効力を生じます。

(契約成立日とクーリングオフについて)

第7条 当法人が本保険契約の加入を承諾した場合、保険証券および普通保険約款を保険契約者へ送付し、保険契約者がその保険証券を受領した日をもって契約成立日とします。契約成立日から8日の間は、お申し込みの撤回または契約の解除の意思表示を書面または電磁的記録によって当法人へ通知することにより、クーリングオフを行うことができます。

2. 前項のクーリングオフを行ったとき、振替ずみの保険料がある場合、当法人は当該保険料を契約者へ全額返還します。

(責任開始日および保険期間)

第8条 当法人は本保険契約の引受承諾締切日を各月の20日とし、当該締切日までに引受を承諾した場合、翌月27日に第1回保険料の振替を行います。

この第1回保険料の振替が行われた場合、第1回保険料の振替が行われた日の属する月の翌月10日（以下「責任開始日」といいます。）の0時から保険契約上の責任を負います。

2. 本保険契約の保険期間は、責任開始日より被保険者の年齢が、満85歳に達した直後の責任開始日の応当日の前日をもって、終了するものとします。

(加入年齢または性別の誤りの処理)

第9条 申込書に記載された被保険者の加入年齢に誤りがあり、かつ正しい年齢が第4条（加入可能者の年齢）に該当する場合は、当該事由の判明した時点で正しい年齢に訂正します。

2. 申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合は、当該事由の判明した時点で正しい性別に訂正します。
3. 申込書に記載された被保険者の加入年齢に誤りがあり、かつ正しい年齢が第4条（加入可能者の年齢）に該当しない場合は、本保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料の全額を保険契約者へ返還します。

第2章 一般条項

第1節 契約条項

(保険料の払い込み)

- 第10条 第1回保険料は、当法人の定める月額保険料（以下「月額保険料」といいます。）の2か月分相当額を第11条（保険料の払込方法＜経路＞）第1項に定める口座振替日に、当法人に払い込むこととします。
2. 第2回以降の月額保険料は、1か月分相当額の月額保険料を第11条（保険料の払込方法＜経路＞）第1項に定める口座振替日に、当法人に払い込むこととします。

(保険料の払込方法＜経路＞)

- 第11条 保険料は、当法人の定めた日（以下「口座振替日」といいます。）に保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）から保険料相当額を当法人の口座に振替えることによって当法人に払い込まれるものとします。
2. 前項に規定する口座振替日が当法人と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下「提携金融機関等」といいます。この場合、当法人が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。）の休業日に該当する場合は、翌営業日を口座振替日とします。
3. 前項の場合、振替日に保険料が払い込まれたものとします。
4. 前第1項の保険料払込方法＜経路＞を適用するには、次の各号の条件を満たすことを要します。
- ①保険契約者の指定口座が提携金融機関等に設置してあること
 - ②指定口座の名義人が提携金融機関等に対し、指定口座から当法人の口座（当法人が保険料の収納業務を委託している機関の取扱金融機関等の場合には、当該委託機関の口座）へ保険料の口座振替を委任すること
5. 保険契約者は、口座振替日の前日までに払込保険料相当額を口座に預入しておくことを要します。
6. 口座振替によって払い込まれた保険料については、領収証は発行しません。ただし、保険契約者からの申し出があれば、当法人は、領収証を発行します。
7. 保険料が指定振替日に振替えできないときは、次のいずれかの方法により払い込むことができます。
- ①当法人の指定する金融機関等の口座に送金することにより払い込む方法
 - ②当法人の本店または当法人の指定した場所に現金を持参して払い込む方法
- (保険料口座振替ができない場合の取扱および本保険契約の無効)

第12条 口座振替日に、指定口座の預入額が保険料相当額に不足することにより、第1回保険料相当額の口座振替ができないときは、翌月に再度口座振替を行います。その振替もできなかった場合、本保険契約は無効とします。

2. 保険料の払込期月の口座振替日に、指定口座の預入額が保険料相当額に不足することにより、第2回以後の保険料の口座振替ができないときは、当法人は、翌月の口座振替日に翌月分の保険料と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。

(保険料払込の猶予期間および本保険契約の失効)

第13条 第2回以降の保険料の払込については、第11条（保険料の払込方法＜経路＞）第1項に定める口座振替日の属する月から起算して、2か月目の口座振替日の応当日までを猶予期間とします。

2. 前項に定める払込猶予期間内に、滞納した保険料の全額が一括して当法人に払い込まれない場合は、保険料の滞納が最初に生じた日の属する月の2か月後の9日の24時をもって、本保険契約は保障を終了し、その翌日から効力を失います。（以下「失効」といいます。）

3. 前項の規定により、本保険契約が失効した日以降に生じた保険金の支払事由については、当法人は、いかなる場合においても保険金を支払いません。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第14条 保険料が払い込まれないまま、猶予期間満了日までに保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者はただちに未払込の保険料を当法人に払い込んでください。

2. 前項にかかわらず、当法人は、保険契約者の申出により、保険金から払い込むべき保険料を差し引いて支払うことができます。
3. 前項の場合において、保険金が差し引くべき未払込の保険料に不足する場合は、保険金を支払いません。
4. 猶予期間中の被保険者の死亡により、保険料が払い込まれないまま、第13条（保険料払込の猶予期間および本保険契約の失効）第2項の規定にもとづき本保険契約が失効した場合には、当法人は、死亡保険金受取人に確認のうえ、払い込むべき保険料を差し引いて保険金を支払います。
5. 第13条（保険料払込の猶予期間および本保険契約の失効）第2項により保険契約が失効となった場合でも、猶予期間中の保険事故に対しては、前項の規定に従って保険金を支払います。

(指定口座または提携金融機関等の変更)

第 15 条 保険契約者は、指定口座を提携金融機関等の他の口座に変更することができます。(以下「口座変更」といいます。) この場合、あらかじめ当法人および提携金融機関等に申し出てください。

2. 保険契約者が前項の口座変更を行う場合には、第 29 条（請求書類）に定める当法人所定の書類（別表 2－②）を提出してください。
3. 提携金融機関等が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、当法人はその旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関等に変更してください。
4. 当法人は、当法人または提携金融機関等の止むを得ない事情により口座振替日を変更することがあります。この場合は、当法人はその旨をあらかじめ保険契約者に通知をします。

（保険料の前納）

第 16 条 本保険契約については、保険料の一括前納は取り扱いません。

（領収証の交付）

- 第 17 条 当法人は、保険契約者から保険料を現金で受け取ったときは、領収証を発行し、保険契約者に交付します。
2. 保険契約者が、当法人の指定した金融機関等の口座に送金することにより、保険料を払い込んだときには、振り込み受領書をもって領収証に代えます。
 3. 前項の場合、保険契約者からの申し出があれば、当法人は領収証を発行します。

第 2 節 本保険契約の無効、消滅、終了、取消および解除

（本保険契約の無効）

第 18 条 次に掲げる事由の場合、本保険契約を無効とします。

- ①保険契約者が責任開始日の前日までに死亡していたとき
 - ②加入申込日において保険契約者が第 2 条（保険契約者）に、被保険者が第 3 条（被保険者の範囲）の規定に合致していなかったとき
2. 前項各号に定める事由によって本保険契約が無効となった場合には、当法人は保険金を支払いません。また、すでに保険金を支払っていたときは、その全額について返還請求できるものとします。
 3. 前第 1 項各号により無効とした保険契約については、すでに払い込まれた保険料の全額を保険契約者へ返還します。

4. 保険契約者またはその代理人が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は返還しません。

(本保険契約の消滅および消滅日)

第 19 条 次に掲げる事由の場合、本保険契約は消滅します。

①被保険者が死亡したとき。この場合、その死亡した日をもって消滅します。

②保険契約者が、第 25 条（解約）の規定により本保険契約を解約したとき。

この場合、保障の終了日（第 25 条第 2 項）の翌日をもって消滅します。

2. 前項の場合において、本保険契約が消滅した日を基準として、翌日以降の保障に充当する保険料が払い込まれている場合は、当該保険料を返還します。

(本保険契約の終了および保険期間終了日)

第 20 条 第 3 条（被保険者の範囲）第 1 項第②号の規定により、被保険者の年齢が満 85 歳に達した直後の責任開始日の応当日の前日をもって、終了します。

(本保険契約の取消)

第 21 条 保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺または強迫により本保険契約を締結した場合には、当法人は保険契約者に対する書面による通知をもって、本保険契約を取り消すことができます。

2. 前項の場合には、すでに払い込まれた保険料は返還しません。

(重大事由による解除)

第 22 条 当法人は、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、本保険契約を将来に向って解除することができます。

①保険契約者または死亡保険金受取人が、死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）の支払を行わせることを目的として、故意に被保険者を死亡させ、または死亡させようとした場合

②本保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

③保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次のいずれかに該当する場合

ア 反社会的勢力（注）に該当すると認められること

イ 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与を認められること

ウ 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること

エ その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過していない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力を含みます。

④その他、本保険契約を継続することを期待し得ない前各号に掲げる事由と同等の事由がある場合

2. 保険金の支払事由が生じた後でも、当法人は前項の規定によって本保険契約を解除することができます。この場合には、当法人は、前項各号に定める事由の発生から解除されたときまでに発生した保険金の支払事由について、保険金を支払いません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
3. 本条の規定による解除は、保険契約者に対する通知によって行います。
ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できないときは、当法人は、保険金受取人に解除の通知を行います。
4. 本条の規定により本保険契約が解除された場合には、当法人は、解除通知日を基準として、解除通知日の属する月の翌月 10 日以降の保障に充当する保険料がすでに払い込まれている場合、当該保険料を保険契約者に返還します。

第 3 節 本保険契約の復活

（保険契約の復活）

- 第 23 条 保険契約者は本保険契約が第 13 条（保険料払込の猶予期間および本保険契約の失効）第 2 項により失効した場合、効力を失った日から起算して 3 か月以内は当法人所定の書類（別表 2－②）を提出して保険契約の復活を請求することができるものとします。
2. 当法人所定の書類の記入・捺印が完全であり、当法人が各月末日（以下「復活承諾締切日」といいます。）までにその復活を承諾した場合には、保険契約失効後はじめての保険料の払込日は、復活承諾締切日の属する月の翌月の保険証券記載の指定振替日とします。
 3. 第 8 条（責任開始日および保険期間）第 1 項および第 11 条（保険料の払込方法＜経路＞）第 1 項の規定は、本条の場合に準用します。

4. 保険契約の復活は、保険期間を通じて1回限りとします。

第4節 契約者配当金

(契約者配当金の支払)

第24条 本保険契約については、契約者配当金はありません。

第5節 本保険契約の解約

(解約)

第25条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、書面にて本保険契約を解約することができます。この場合、当法人が、当法人所定の書類を受け付けた日を解約日とします。

2. 前項の場合、当法人所定の書類(別表2-②)が各月1日(以下「解約受付締切日」といいます。)までに当法人で受け付けられたときは、解約受付締切日の前月の保険証券記載の指定振替日が最終振替となり、解約締切日の属する月の翌月9日が保障の終了日(以下「保障の終了日」といい、保険契約の保障の効力は、保障の終了日の24時に終了するものとします。)とします。

解約した場合、保障の終了日の翌日をもって、本保険契約は消滅します。

3. 前第1項に規定する解約日を基準として、解約受付締切日の属する月の翌月10日以降の保障に充当する保険料がすでに払い込まれている場合は、当法人は、当該保険料を保険契約者に返還します。
4. 前項で保険契約者に返還すべき保険料がある場合には、当法人は、原則としてその全額を保険料振替指定口座に振込みます。

(解約返戻金)

第26条 解約返戻金は、解約日を基準として、加入時の被保険者年齢および保険料払込年月数により算出した金額とします。

解約返戻金がある場合は、前条(解約)第1項に定める解約が行われたとき、当法人は、保険契約者へ払い戻します。

第6節 保険料の返還

(保険料の返還事由)

第 27 条 次の各号いずれかの事由によって、本保険契約が消滅、解除または解約となる場合で、その基準となる日において、翌月 10 日以降の保障に充当する保険料（以下「未経過保険料」といいます。）が払い込まれているときは、当法人は、当該保険料をそれぞれの規定の定めるところにより、保険契約者または死亡保険金受取人に返還します。

- ①被保険者が死亡したとき
- ②当法人が、重大事由により保険契約を解除したとき
- ③保険契約者が、保険契約を解約したとき

第 3 章 保険金の請求、支払時期および支払場所

(死亡保険金および傷害死亡保険金の請求、支払時期および支払場所)

第 28 条 第 41 条（死亡保険金の支払）および第 42 条（傷害死亡保険金の支払）に定める保険金の支払事由が生じたことを知ったとき、保険金の受取人は、ただちに当法人に通知してください。

- 2. 保険金受取人は保険金の請求をするときは、第 29 条（請求書類）に定める当法人所定の書類（別表 2－①）を提出してください。
- 3. 保険金は、保険金の請求に必要な書類が当法人に到着した日の翌日から起算して 5 営業日以内に、保険金受取人の指定した金融機関等の口座に支払います。
- 4. 保険金を支払うために事実の確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までに当法人に提出された書類だけでは確認ができないときには、それぞれ当該各号に定める事項の確認（当法人の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当法人に到達した日の翌日から起算して 45 日を経過する日とします。

①保険金支払事由発生の有無の確認が必要な場合

事故の発生状況、被保険者の死亡または傷害死亡に該当する事実の有無

②保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合

保険金が支払われない事由として本保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③この約款に定める重大事由、詐欺、強迫または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前第②号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人の保険契約締結の目的または保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求までにおける事実

5. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項について特別な照会や調査が不可欠な場合には、前第3項または第4項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当法人に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。
 - ①前項第①号から第③号に定める事項についての弁護士法（昭和24年 法律第205号）に基づく照会その他の法令に基づく照会…………… 180日
 - ②前項第①号から第③号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定…………… 180日
 - ③前項第①号から第③号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合においては、前項第①号から第③号に定める事項に関する送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会…………… 180日
 - ④前項各号に定める事項についての日本国外における調査…………… 180日
6. 前第4項および第5項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当法人の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当法人は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅延の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
7. 前第4項及び第5項の確認をする場合は、保険金を支払うために確認が必要な事項および保険金を支払うべき期限を、当法人は、保険金を請求した者に通知します。
8. 当法人は前第3項から第5項に定める期日をこえて保険金を支払う場合は、その期日の翌日から当法人所定の利率で計算した遅延利息を保険金の受取人に支払います。ただし、前第6項の定めにより生じた確認が遅延した期間については、当法人は、遅滞の責任を負わず、その間の遅滞利息を支払いません。

（請求書類）

- 第29条 第2章（一般条項）、本章（保険金の請求、支払時期および支払場所）および第4章（保険期間中における保険契約内容の変更）の請求については、当法人所定の書類（別表2－①および②）を提出してください。
2. 当法人は前項の提出書類の一部の省略を認め、または、前項の提出書類以外の書

類の提出を求めることがあります。

(時効)

第 30 条 本保険契約にもとづく保険金の支払いまたは保険料の返還を請求する権利は、保険金の支払事由または保険料の返還事由が生じた日の翌日からその日を含めて 3 年間請求がない場合、時効により消滅します。

(管轄裁判所)

第 31 条 本保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、当法人の本店または保険金の受取人（保険金の受取人が 2 人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する日本国内にある地方裁判所（本庁とします。）のみをもって、合意における管轄裁判所とします。

第 4 章 保険期間中における保険契約内容の変更

(保険金額の減額・増額)

第 32 条 本保険契約の保険期間中における保険金額の減額・増額は取り扱いません。

(保険期間、保険料払込期間の変更)

第 33 条 本保険契約の保険期間、保険料払込期間を変更することはできません。

(保険料の払込方法＜回数＞の変更)

第 34 条 本保険契約の保険料の払込方法＜回数＞の変更は取り扱いません。

(保険金受取人の変更)

第 35 条 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、当法人に対する通知により、保険金受取人を変更することができます。

2. 前項の通知をするときは、第 29 条（請求書類）に定める当法人所定の書類（別表 2-②）を当法人に提出してください。この場合、当法人は保険証券またはそれに代わる書面に表示します。
3. 前第 1 項の通知が当法人に到達前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても当法人はこれを支払いません。

(遺言による保険金受取人の変更)

- 第 36 条 前条（保険金受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます。
2. 前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
 3. 前第 1 項の保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当法人に通知しなければ、これを当法人に対抗することはできません。
 4. 前項の通知をするときは、第 29 条（請求書類）に定める当法人所定の書類（別表 2－②）を当法人に提出してください。この場合、当法人は保険証券またはそれに代わる書面に表示します。

(保険金受取人の死亡)

- 第 37 条 保険金受取人の死亡時以後、保険金受取人の変更が行われていない間に、保険金の支払事由が発生したときは、保険金受取人の死亡時の法定相続人（法定相続人のうち死亡している者があるときは、その者については、その順次の法定相続人）で保険金の支払事由の発生時に生存している者を保険金受取人とします。
2. 前項の規定により保険金受取人となった者が 2 人以上いる場合には、代表者を 1 人定めるものとします。この場合、その代表者は、他の保険金受取人を代理する者となります。

(保険契約者の氏名・住所の変更)

- 第 38 条 保険契約者が氏名・住所を変更したときは、すみやかに当法人に通知してください。この場合、第 29 条（請求書類）に定める当法人所定の書類（別表 2－②）を提出してください。
2. 保険契約者が前項の通知をしなかったときは、当法人の知った最終の住所に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

第 5 章 保険期間中の保険料の増額、保険金の減額および保険金額の削減支払

(保険期間中の保険料の増額または保険金の減額)

- 第 39 条 当法人は、その業務または財産の状況に照らして特定保険業の継続が困難となる蓋然性がある場合には、当法人の定めるところにより、保険期間中において、主務官庁の認可を得て、保険料を増額し、または保険金を減額する変更（以下、本条において「契約条件の変更」といいます。）を行うことがあります。
2. 前項に定める契約条件の変更を行う場合、当法人は契約条件の変更の内容について、特別の事情がある場合を除き、主務官庁の認可を取得したのち、ただちにその対象となる保険契約の保険契約者に通知します。

（保険期間中の保険金額の削減支払）

- 第 40 条 本約款の各保障条項に定める保険金を支払わない場合で規定している事由に該当しない想定外の事象発生により、保険金の支払事由が一時に多数発生し、当該保険事故による保険金を全額支払うとした場合に、当法人の収支状況を著しく悪化させると認められるときは、当法人は該当する保険金の全部または一部を削減して支払うことがあります。
2. 前項の取扱いを行う場合には、当法人は、ただちに保険金受取人に通知します。

第 6 章 死亡保障条項

（死亡保険金の支払）

- 第 41 条 支払事由
- 被保険者が、保険期間中に死亡したとき。
- ただし、本保険契約の責任開始日から起算して 665 日（1 年 10 か月相当期間）以内に病気で死亡した場合は、払い込み済みの保険料に相当する金額を死亡保険金として支払います。
2. 支払金額
- 保険証券記載の死亡保険金額
3. 保険金受取人
- 死亡保険金受取人とします。
4. 死亡保険金を支払わない場合
- 被保険者が、次の各号のいずれかの事由により支払事由に該当した場合には、当法人は、死亡保険金を支払いません。
- ①保険契約者または死亡保険金受取人の故意

- ②責任開始日からその日を含めて３年以内の被保険者の自殺
- ③保険契約者または死亡保険金受取人が保険金を詐取する目的、もしくは他人に詐取させる目的での犯罪行為
- ④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、テロ行為、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（この約款においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- ⑤核燃料物質（使用済み燃料を含みます。以下同じ。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥前第④号および第⑤号に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱にもとづいて生じた事故
- ⑦前第⑤号以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑧地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑨後天性免疫不全症候群（エイズ）

第7章 傷害死亡保障条項

(傷害死亡保険金の支払)

第42条 支払事由

①被保険者が、保険期間中に、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被り、その傷害の直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。

②前号の傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。)を含みます。
ただし、細菌性食物中毒は含みません。

2. 支払金額

保険証券記載の傷害死亡保険金額。

当法人は、被保険者が前項の支払事由に該当した場合は、傷害死亡保険金を第41条(死亡保険金の支払)に規定する死亡保険金に付加して支払います。

3. 保険金受取人

死亡保険金受取人とします。

4. 傷害死亡保険金を支払わない場合

被保険者が、次の各号のいずれかの事由により支払事由に該当した場合には、当法人は、傷害死亡保険金を支払いません。

①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失

②死亡保険金受取人の故意または重大な過失

③被保険者の犯罪行為

④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、テロ行為、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(この約款においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)

⑤核燃料物質(使用済み燃料を含みます。以下同じ。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑥前第④号および第⑤号に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱にもとづいて生じた事故

⑦前第⑤号以外の放射線照射または放射能汚染

⑧被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失

⑨被保険者の妊娠・出産・流産・早産または外科的手術、その他の医療処置に起因するとき

- ⑩地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑪前号に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱にもとづいて生じた事故
- ⑫被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ⑬被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転をしている間に生じた事故
- ⑭被保険者が別表 1 に定める運動等を行っている間に生じた事故
- ⑮被保険者が自動車、原動機付き自転車、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具 による競技、競争、興行（そのための練習を含みます。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操舵をいいます。）をしている間（自動車または原動機付き自転車を用いて道路上でこれらのことを行っている間を除きます。）に生じた事故
- ⑯航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便・不定期便を問いません。）以外の航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）を被保険者が操縦している間に生じた事故

「ご家族も安心だ」プラン 解約返戻金額例表

(単位：円)

<男性の場合>

経過年数 (年)	契約加入時の年齢						
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
1	8,040	11,331	14,369	17,058	19,270	20,124	14,518
3	53,891	55,777	57,417	57,873	55,838	48,352	31,109
5	94,579	93,418	92,059	87,860	77,825	56,619	0
10	192,578	183,242	171,069	147,374	103,143	0	
15	275,013	254,615	221,263	155,940	0		
20	345,132	300,073	215,504	0			
25	385,578	278,873	0				
30	347,701	0					
35	0						

<女性の場合>

経過年数 (年)	契約加入時の年齢						
	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳
1	0	1,033	5,413	9,493	12,948	15,058	12,404
3	45,738	49,426	52,600	54,258	52,843	46,063	27,669
5	91,131	92,812	93,337	89,721	78,955	56,024	0
10	203,292	198,622	186,950	160,020	108,516	0	
15	295,977	279,506	241,947	165,323	0		
20	374,665	327,566	227,875	0			
25	415,220	293,038	0				
30	359,513	0					
35	0						

(注) 経過年数とは、保険料の払い込みのあった年月数をいいます。

＜別表１＞ 保険金の支払対象とならない運動等（関係条文：第４２条）

- ① 山岳登はん（注１）
- ② 航空機操縦（注２・注３）
- ③ リュージュ、スケルトン、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗
- ④ 超軽量動力機搭乗（注４）
- ⑤ ジャイロプレーン搭乗
- ⑥ その他上記①から⑤に類する危険な運動

（注１）山岳登はん

ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいう。

（注２）航空機

グライダーおよび飛行船を除く。

（注３）航空機操縦

職務として操縦する場合を除く。

（注４）超軽量動力機

モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいう。）を除く。

＜別表 2＞ 請求書類

① 保険金請求書類（関係条文：第 28 条・第 29 条・第 41 条・第 42 条）

保険金種類 提出書類	死亡 保 険 金	傷 害 死 亡 保 険 金
1. 当法人所定の請求書	●	●
2. 保険証券	●	●
3. 被保険者の戸籍抄本または住民票	●	●
4. 当法人所定の様式による医師の死亡証明書（当法人が必要とした場合は医師の診断書または死体検案書）	●	●
5. 事故であることを証明する書類（公の機関または第三者の事故証明書）		●
6. 法定相続人の戸籍謄本	●	●
7. 法定相続人の印鑑証明書	●	●
8. 委任を証する書類（代理請求、代筆および法定相続人の代表者を決定する場合）	●	●
9. その他当法人が約款第 28 条第 4 項、および第 5 項に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類。または、証拠として保険契約締結の際に当法人が交付する書面等において定めたもの	●	●

注 1 保険金を請求する場合には、●を付した書類のうち、当法人が求めるものを提出しなければなりません。

注 2 当法人は、上記提出書類以外の書類の提出を求める場合があります。

② 保険契約の変更書類（関係条文：第 15 条・第 23 条・第 25 条・第 29 条・第 35 条・
第 36 条・第 38 条）

請求・変更内容 提出書類	解約請求	復活請求	住所・電話番号の変更	氏名（改姓）の変更	人の変更	保険金受取口座の変更	保険料振替	再発行申請	保険証券
1. 当法人所定の請求書	●	●		●	●			●	
2. 当法人所定の変更届			●			●			
3. 保険証券	●			●	●				
4. 預金口座振替依頼書						●			
5. ※公的書類				●					

※ 公的書類はいずれか 1 つ→運転免許証・パスポート・健康保険証・年金手帳のコピー
戸籍謄本・住民票の原本（発行日から 3 か月以内）